平成２３年（フ）第２０５号
京都府京田辺市河原里ノ内63番地５　サンシティ新田辺Ａ棟201
債務者　奥村　理恵
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９７３号
京都市山科区音羽野田町24番地５　ジュネス音羽409号
債務者　三谷奈穂美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４６号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　都市再生機構小栗栖北団地17―401
債務者　横山　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４７号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　都市再生機構小栗栖北団地17―401
債務者　横山　康子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６０号
京都市伏見区羽束師鴨川町210番地12
債務者　小林　博成
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８４号
京都市中京区壬生辻町31番地１　ライオンズマンション四条大宮ガーデンシティ1109号
債務者　金丸　寛治
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８５号
京都市中京区壬生辻町31番地１　ライオンズマンション四条大宮ガーデンシティ1109号
債務者　金丸世芝子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８６号
京都市中京区壬生辻町31番地１　ライオンズマンション四条大宮ガーデンシティ1109号
債務者　金丸あづさ
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３０号
京都市左京区上高野北田町７番地　北田ハイツ１号
債務者　西口林業こと　西口　義治
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４３号
京都府向日市物集女町長野５番地の68
債務者　宇治野まゆみ
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４８号
京都府宇治市木幡東中44番地の１　リバー・ヒルズ105号
債務者　江口うめ子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５９号
京都市左京区北白川西町87―８、登録原票上の居住地京都市北区上賀茂津ノ国町92番地10
債務者　川島塗装こと川島こと　金　　勇都
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７８号
京都市下京区西七条南東野町13番地　西田ハイツ２Ｆ南室
債務者　田村　元孝
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８６号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地35―303
債務者　木村　嘉男
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８８号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台24―102号
債務者　山下　純子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
奈良県桜井市大字上之庄539番地の１
債務者　稲垣由紀子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
奈良地方裁判所